

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組織活動 | 労働組合 なんのための労働組合か

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

労働組合 なんのための労働組合か

1. 労働組合の目的は、みんなで団結し、働く者の生活向上を図ることです。
2. 労働組合の多くは、会社との間にユニオン・ショップ協定を結んでいます。
この協定は「会社の従業員は必ず組合員でなければならない」という約束です。
3. この協定は、自由を無視した強制ではなく、要求する自由、交渉する自由といった役に立つ自由を手にするためのものです。働く者は団結することによってのみ、こういった本当の自由を手にすることができるのです。

ユニオン・ショップ協定 (union Shop agreement) とは

採用の際には一定の労働組合の組合員であることを問わないが、採用された後は、一定期間内（試用期間が終わった段階まで）に一定の労働組合に加入しなければならず、そして当該組合からの脱退または除名により組合員資格を失ったときは解雇されるという協定。労働組合法7条1項但書きで、使用者は「労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者その労働組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない」と規定しており、これがユニオン・ショップの有効性の根拠となっている。わが国では、ユニオン・ショップに関する「なんらかの規定あり」64.2%、「労働協約あり」59.2%（平成18年労働協約実態調査）と過半数の組合が協定を有しており、特に大企業の労働組合でその割合が高い。ユニオン・ショップは労働組合の「組織強制」手段の1つであり、組織を拡大し、独占権を維持することがねらいである。

また、使用者が当該労働組合を、労働者の雇用・労働条件に関する主要な交渉当事者として承認することも意味する。自動的に組合員になる制度のため、組合の存在意義や目的を十分に周知していかないと、無関心層を大量に生じさせる可能性がある。

出典：労働運動用語辞典（発行：公益財団法人 富士社会教育センター）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>>一覧へ戻る